

G.729 ライセンスを選ぶ理由

G.729 音声圧縮標準は 1995 年 11 月に国際電気通信連合により採択されてから、テレコム業界において広く採用されるようになりました。このコーデックは既存の電話並びに無線アプリケーションに対し帯域幅使用を極めて増加させるチャンスを与えるデジタル音声圧縮分野における重要な開発であると多くの企業は認識しています。

この技術のライセンス取得手順は複雑なものと考えがちです。この資料では G.729 技術仕様よりもむしろこのライセンス取得手順の各段階について説明をします。まず最初に知的財産権と標準化された技術の関係について概要を述べます。その次に企業が特許技術を使用する際、適切な権利を取得する重要性につき説明をします。最後に G.729 技術のライセンス取得手順について説明をします。

標準とは？

1991 年の ISO/IEC ガイド 2 によると、標準とは “ある状況下で最大限の秩序を達成できる活動やその結果のための共通使用や繰り返し使用、規則、ガイドラインまたは特徴を提供するドキュメントで、認可された機関によりコンセンサスをもとに承認されたもの”と出ています。よって、アプリケーション内への組み込みや、製品を標準に準拠させることは、品質と結果を保証するものと考えられます。

G.729 標準とは？

G.729 標準とは ITU-T (国際電気通信連合) が承認し、勧告対象となった標準で、テレコム業界に対し現代が求める帯域幅、サービス品質、コストの節約を満たす有線品質の低ビット率 8 kb/s 音声コーディングアルゴリズムを提供します。

8 kb/s コーデックのみならず、G.729 技術はその他のアネックスとともに音声活動検出、数ビットレート等数多くの追加仕様も網羅しています。

いくつかの標準に対し知的財産がある理由

標準は業界の主要な関係者の研究開発への投資の結果です。標準考案に企業が貢献することを決定すれば、この標準は公的にアクセス可能です。しかしながら、標準の “内容” が公的なものであっても、標準化機関は貢献者の特許標準に関連する発明を保護する可能性を十分認識しています。公正で、適度で、非差別的な条件でそれらの発明にアクセスできるよう知らせる義務があります。

つまり、標準に対し必須と考えられる特許の使用に関し、補償を求めることができるのです。特許の必須性はこの特許を侵害することなく第三者がこの標準を使用することができないとしています。補償を求めることは、企業にとり標準の開発のための研究開発に投資をした一部を取り戻す一つの方法です。

G.729 技術の場合、ソースコードはほとんどコストをかけることなく ITU からアクセスすることができます。G.729 技術は ITU ウェブサイト上に掲載された標準であっても、いくつかの企業はこの標準に関連する知的財産権（必須特許）があると主張しています。よって、G.729 技術を自社製品に導入することを希望する会社は、第三者によって保持されている特許を使用する権利を取得しなければなりません。この手順については、この資料の最後のところで詳しく説明します。

標準を使用する利点とは？

前述の通り、標準は科学、技術、経験に基づき集積された結果を基礎に社会の最大限の恩恵を促進するのが目的です。それらの標準は中立的機関によりテストされ承認され、潜在的なユーザーに効果的な技術の施行を保証します。

標準は技術の質を確実にするのみならず、ユーザーの時間を節約し、研究開発への投資の節約を可能にします。

G.729 技術に関しては、この標準を使用することにより時に重要な資産となる PSTN ネットワークとの相互接続性を可能にします。以下の市場で活躍する企業がこの標準を導入する利点を逸早く理解しました。ボイスオーバーパケット、放送、サテライト放送、携帯電話、インターネット電話等です。

特許により保護されているテクノロジーを使用する権利を獲得する理由

多くの企業は技術のソースコードはほとんど無料でアクセスできると考えているので、知的財産を考慮せずに自社の製品に導入しています。コードを所有しているのでその技術を使用する権利があると主張しています。

簡単な例を考えてみましょう。美術館に入る時、展示されている芸術作品を鑑賞するため入場料を支払います。美術館の中では絵画や彫刻をじっくり鑑賞することができます。しかし、これらの芸術作品を自宅に持ち帰ってもいいということでしょうか？ コピーをして再販できるでしょうか？ 勿論できません。何故ならそれらを所有していないからです。特許を取った技術はそれと同じことです。

知的財産権の所有者

特許を取得した技術を使用する権利を獲得することが何故必須なのでしょう。答えは簡単です。**標準への貢献者が投資の還元を期待せずに科学のためだけに何百万ドルも投資したと思いますか。**勿論違います。慈善事業ではないのです。研究開発への努力はいつか発見した技術が業界により幅広く採用され、知的財産によって利益を得ることで収入源となることを期待して行ったものです。もし技術が適切なライセンスなしに使用された場合は、特許所有者は潜在的な違反者に対し法的措置をとることになります。

競争力

特許を取得した技術を使用するためにライセンス契約をすることは、ライセンス取得者にとり計り知れない競争力を得ることになります。**その製品が完全に保証されていると宣伝することができるのです。**競争相手はそうはいきません。この点は品質と安全に関心を持つ顧客にとって決定的に重要なことです。

金銭的価値

ライセンスの法的な観点に加え、この契約は価値ある資産とも考えられます。**新規公開の場合または合併の場合、第三者のテクノロジーを使用する適切な権利を保持することは製品と同じくらい重要なことです。**これらのライセンス契約は、その他の技術を使用許可を得るためのクロスライセンスの目的に使用することができます。また、その他の製品にこれらの特許を使用する権利をも提供します。

グローバルイメージ

今日の業界では**会社のイメージと評判はその製品と同じくらい重要と考えられています。**会社にとって品質と透明性が重要であるならば、第三者の特許を使用するすべての権利を所有していることは一貫したイメージを維持する良い方法です。**コミュニケーション業務の価値に悪影響を与えることはなくなります。**

G.729 のライセンス取得手順

知的財産権の所有者とは？

ライセンス取得の観点から見たこの標準の特徴はこの技術へのアクセスを容易にするため複数の知的財産権所有者がコンソーシアムとして権利を集合させたことです。これらの所有者とはフランステレコム、日本電信電話株式会社、株式会社東芝、シェルブルーク大学です。これらの企業が 1998 年 3 月に G.729 コンソーシアムを結成しました。そして Sipro Lab Telecom に技術の促進とライセンス契約の管理運営を委託しました。

Sipro Lab Telecom はすべての知的財産権所有者を代表してはいません。しかしながら、この知的財産権グループで代表されている会社は G.729 技術に関する必須特許を所持しています。よって、これらの権利を持たずしてこの標準を使用することはできません。G.729 標準への貢献者の全リストが ITU のウェブサイトにあります。アドレス：www.itu.org.

Sipro の役割

Sipro はその代表する企業が常に変化するテレコム業界のニーズを良く理解できるよう努力し、かつ、テレコム業界のニーズに応える様々な価格設定をしてきました。多国籍企業、中小企業、インターネット電話専門企業等も考慮に入れています。

長年にわたり Sipro は多くの企業が G.729 に関する適切なライセンスを取得できるようお手伝いしてきました。G.729 ライセンス取得者リストは 当社のウェブサイトで見ることができます。アドレス: www.sipro.com